

# 本丸公園避難場所整備設計業務委託 技術提案実施要領

本要領は、「本丸公園避難場所整備設計業務」を委託する候補者を技術提案（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 1 プロポーザルの実施方針

本丸公園は、古くは高田城としての歴史をもち、高田町の中心的な場所として市民に親しまれ、また、東日本大震災では避難場所としても機能した、本市にとって非常に重要な場所である。今回、復興事業の最終盤にあたり、本丸公園を避難場所として整備を行う。

本プロポーザルは、本丸公園の整備にあたり、陸前高田市の地域特性、周辺環境との調和等を図りつつ、豊かな創造性と高い技術力、実績に基づく確かなノウハウをもって設計を行うことができる設計者を選定することを目的としている。

当該設計者は、短い設計期間でも十分な人員を配置でき、庁内関連部局、関係省庁と協議を行い、ノーマライゼーション、景観・まちづくりに関しては、本市と連携協定を締結している組織・関係者等と十分に協議し、助言を受けて、その結果を計画内容に柔軟かつ真摯に反映させられる体制を構築できる者とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

本丸公園避難場所整備設計業務

### (2) 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。詳細は特記仕様書（案）を参照すること。

#### ア 本丸公園避難場所整備に関する基本設計・実施設計業務一式

- ・ 設計対象は、避難路、トイレ、あずまや、展望広場、その他避難場所として必要なものとする。
- ・ 意匠、電気設備、機械設備図の作成及び各種申請、積算を含む。
- ・ 測量調査、下水道設計は市が別途業務として発注したものの成果を活用するものとする。その他必要な調査等については、契約時に別途協議とする。

#### イ 会議等への参加、資料作成

- ・ 受注者は、庁内会議等に参加し、必要な資料等の作成を行い、その結果を設計期間中、計画内容に反映させること。

### (3) 履行期間

契約日翌日から令和2年3月31日まで

### (4) 委託料

16,370千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。

### (5) 契約方法

市は、プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。

(6) その他

受託にあたってのその他詳細は、特記仕様書（案）を参照のこと。

3 事業概要

事業概要は以下のとおりとする。ただし、あくまで予定であり、今後変更の可能性がある。

(1) 公園名称

本丸公園

(2) 敷地条件

ア 場所 陸前高田市高田町字本丸地内

イ 敷地面積 約12,700㎡（うち、整備を行う範囲は基本計画のとおり）

ウ 地域・地区

用途地域：無指定（建ぺい率：70%、容積率：200%）

防火地域：なし、地区計画：なし

(3) 整備内容

整備内容は以下のとおりとする。位置については基本計画を参照のこと。

ア トイレ改築

・面積：20㎡程度

・機能：男性用＝小1穴、大1穴、女性用＝1穴、多目的＝1穴、掃除用具入れ

・既存のトイレは老朽化のため撤去。

・上下水道は市が指定する箇所からの引込むものとする。

イ あずまや改築

・面積：20㎡程度

・既存のあずまやは老朽化のため撤去。

ウ 避難路整備

・手すり、照明を適宜配置。

エ 管理用道整備

・普通車両が通れる道幅とすること。

オ 展望広場整備

・サイン、ベンチ等を配置

カ 駐車場整備

・砂利敷程度を想定。

・既存の遊具は老朽化のため撤去。

キ トイレ撤去

ク 周辺樹木の間伐

※その他、事業予算内で、避難場所として必要な整備は適宜提案すること。

(4) 事業予算

約1億2千万円（税込）

※ 設計・監理費は含まない。

※ あくまで提案を作成するための参考額である。

#### (5) 事業スケジュール

①基本・実施設計【本業務】	令和元年12月～
・ 積算、確認申請等の期間を含む。	令和2年3月（約4ヶ月）
②工事入札、契約等	令和2年4月～
	令和2年5月（約2ヶ月）
③工事	令和2年6月～
	令和3年1月（約8ヶ月）

### 4 プロポーザルの概要

#### (1) プロポーザル実施スケジュール

主要なスケジュールは、以下のとおり。

① 公示	令和元年11月 1日（金）	
② 質問受付期限 参加表明書の提出期限	令和元年11月 8日（金） 正午	
③ 質問回答の公表	令和元年11月18日（月）	（予定）
④ 辞退届提出期限	令和元年11月19日（火）	
⑤ 技術提案資料の提出期限	令和元年11月22日（金） 正午	
⑥ プレゼンテーション・審査	令和元年11月29日（金）	（予定）
⑦ 審査結果公表	令和元年12月2日（月）	（予定）

#### (2) 選定委員会

委託候補者の選定・特定に係る選定は、選定委員会で行い、審査委員は下記の8名を予定している。

- ・ 副市長（委員長）
- ・ 理事（副委員長）
- ・ 政策推進室長
- ・ 総務部長
- ・ 地域振興部長
- ・ 復興局長
- ・ 防災局長
- ・ 財政課長

#### (3) 担当部署

陸前高田市建設部都市計画課計画係

住所：陸前高田市高田町字鳴石42番地5

電話：0192-54-2111（内線302）

担当：永山、今野（tosikei@city.rikuzentakata.iwate.jp）

#### (4) 参加要件

下記の要件全てに該当する場合のみ、本プロポーザルに参加することができる。

- ア 単体事業者または複数の者で構成される共同企業体（以下「提案者」という。）は、提案者またはその管理技術者が、都市公園の整備に係る設計の実績を有すること。  
なお、共同企業体の場合は、構成員のいずれかがその実績を有すること。
- イ 共同企業体の代表者は、最大の出資比率の構成員とし、全ての構成員の出資比率は20%以上とする。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 本プロポーザル公示日から起算して1年以内に国、岩手県または陸前高田市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ク 銀行取引停止となっていないこと。
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てをされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- コ 代表、役員（執行役員を含む。）または支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

#### (5) 失格要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 審査委員や本要領作成に携わる者等の関係者から、本プロポーザルの技術提案に関して助言を受けた場合。
- イ 提出書類において虚偽の記載を行った場合。
- ウ 提出書類の作成要項、提出方法、提出期限等を遵守しない場合。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為を行なった場合。
- オ その他、審査員が不適格と認めた場合。

#### (6) 交付する書類及び資料

- ア 本丸公園避難場所整備設計業務委託 技術提案実施要領
- イ 本丸公園避難場所整備設計業務委託 特記仕様書（案）
- ウ 様式集（様式第1号～第6号）
- エ 参考資料
- ※ 書類及び資料は全て陸前高田市公式ホームページ「<http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp>」（以下「HP」という。）上のみで交付する。郵便等による資料送付は行わない。
- ※ 敷地図・図面等のCADデータは配布しない。

#### (7) 提出書類の取り扱い

- ア 提出書類は、返却しないものとする。
- イ 提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しないものとする。

- ウ 提出されたプロポーザル等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、受注者の提出書類は、陸前高田市が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。
- エ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、HP等で公表することがある。

**(8) 現地見学について**

現地説明会は実施しない。

**(9) その他**

- ア プロポーザル参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 提出期限日以降における書類の差し替えまたは再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡または退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ウ 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- エ 最優秀者と業務内容を協議後、設計料見積等、所定の手続きを経て設計業務の契約を締結する。予算内で合意出来ない場合は、次点の者と協議する。
- オ 本業務を受託した設計業者（協力を受けるほかの設計業者を含む）が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められた場合、当該企業は、本業務に係る工事の入札への参加、当該工事の請負をすることが出来ない。
- カ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更または中止をする場合がある。この場合、参加者に対して陸前高田市は一切の責任を負わないものとする。

**5 参加表明について**

このプロポーザルに参加する者は、次のとおり書類を提出すること。

**(1) 提出書類**

書類	形式	部数
① 参加表明書	様式第1号	1部
② 提案者の調書	様式第2号	10部
③ 提案者または管理技術者の実績	様式第3号	10部
④ 管理技術者、担当技術者の経歴等	様式第4号	10部
⑤ 各種登録証、資格証の写し		1部
※電子メールでの提出以外は、①から④に掲げる書類の電子データ（CD-R）も提出すること。 ※CD-Rに保存する電子データは、PDF形式1ファイルとすること。		1枚

※ 「②提案者の調書」、「③提案者または管理技術者の実績」、「④管理技術者、担当技術者の経歴等」を合わせて、以下「実績・業務実施体制資料」という。

**(2) 提出期限**

令和元年11月8日（金）正午まで

(3) 提出場所

4(3)の担当部署に提出すること。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便（提出期限までに必着とし、配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより提出すること。ただし、持参以外の場合は、到達したことを電話で4(3)の担当部署に確認すること。

提出する封筒には「参加表明書在中」と記載すること。

6 質問の受付について

質問がある者は、下記のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

書類	形式	部数
① 質問書 ※ 質問事項は簡潔に記入すること。記入欄が足りない場合は、記入欄または用紙を追加して作成すること。	様式第5号	—

(2) 提出期限

令和元年11月8日（金）正午まで

(3) 提出場所

4(3)の担当部署に提出すること。

(4) 提出方法

質問を記入した質問書の様式データ及びそのPDFを、電子メールに添付して提出すること。郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

(5) 回答日

令和元年11月18日（月）（予定）

(6) 回答方法

陸前高田市のHP上に掲載する。

7 技術提案資料の提出について

(1) 提出書類

書類	形式	部数
① 技術提案資料提出書	様式第6号	1部
② 技術提案資料 ※ 1部ごとに左上をホッチキスで綴じること。	A3横2枚 自由形式	10部
③ 設計料見積書 ※ 様式は任意。税込で記載すること	A4	10部
④ ①から③に掲げる書類の電子データ（CD-R） ※ CD-Rに保存する電子データは、PDF形式1ファイルとすること。		1枚

<p>⑤ 選定結果通知用定型封筒</p> <p>※ 提案者の代表者宛とし、宛先住所氏名を記載のこと。封筒に必要な郵便切手を貼付すること。</p>		1 枚
--	--	-----

(2) 提出期限

令和元年 11月22日 (金) 正午

(3) 提出場所

4(3)の担当部署に提出すること。

(4) 提出方法

- ・ 郵送または宅配便（提出期限までに必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出書類の持参は受け付けない。
- ・ 提出する封筒には「技術提案資料在中」と記載すること。

(5) 技術提案資料の作成方法

ア 記載事項、テーマ

本要領及び資料1～6を踏まえ、下記のテーマ①～③について提案及び実施方針を記載すること。

テーマ① 避難場所としてのあり方について

津波に対しての緊急避難場所に指定されており、中心市街地の最寄りの避難先となっている本丸公園について、避難場所として配慮した点や工夫点を説明すること。

テーマ② まちのにぎわいに寄与する公園としてのあり方について

中心市街地の中央に位置し、古くから親しまれてきた本丸公園について、まちのにぎわいに寄与する公園として配慮した点や工夫点を説明すること。

テーマ③ コストの考え方について

限られた予算の中でコストを抑え、また、維持管理費が過大にならないようなメンテナンス性を確保するための配慮した点や工夫点を説明すること。

イ 記載内容の留意事項

- ・ 技術提案資料には、提案者を特定することが出来る内容の記述（具体的な物件名、人名、社名、写真等）を記載しないこと。記載されていた場合は、審査対象外とする場合がある。
- ・ ①～③のテーマとそれに対する提案・実施方針は、対応が分かるように記載すること。
- ・ 文字は読みやすい大きさとする（10ポイント以上）。
- ・ 技術提案資料全ての右上隅に、市から通知する登録番号を記載すること。番号のフォントは12ポイントとする。

8 選定方法等について

(1) 選定方法

選定は提出された技術提案資料及びヒアリングに対して行う。それぞれ別に点数評価し、各委員の評価点の総数を基本に評価する。

(2) 評価項目

評価項目	着眼点	評価基準	配点
実績	実績	提案会社又は管理技術者の同種・類似業務の実績	15
	受賞歴	提案会社又は管理技術者のランドスケープデザイン関連の受賞歴	
能力	管理技術者	技術士、登録ランドスケープアーキテクト、一級建築士の資格の有無	5
テーマ①：避難場所としてのあり方について	理解	市の防災・避難計画等への理解度	25
	提案	避難場所として適切な提案となっているか	
テーマ②：まちのにぎわいに寄与する公園としてのあり方について	理解	本丸公園や市のまちづくりへの理解度	25
	提案	にぎわいに寄与する公園として適切な提案となっているか	
テーマ③：コストの考え方について	コストプランニング	予算内に納めるための配慮や工夫、実現可能性の説得力があるか	10
	メンテナンス性	維持管理費が過大にならないような配慮や工夫があるか	
その他	ヒアリング等	説明の説得力、質疑対応、コミュニケーション能力等 設計料が予算内に収められるか スケジュール内に業務完了可能な実施体制・専任性	20
合計			100

(3) プレゼンテーション実施日及び審査日

令和元年 11月29日 (金) (予定) (場所は陸前高田市役所を予定)

1者あたり30分程度 (プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)

※ 詳細は参加表明者に別途連絡する。

(4) プレゼンテーションの方法

- ・提案者の説明は、プレゼンテーションソフトを用いて行うこと。模型の持ち込み、資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションは提出した技術提案書等に基づき説明を行うこと。
- ・補足資料の提示にあたっては、提出資料から逸脱してはならない。逸脱と見なされた場合、減点対象とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは陸前高田市が用意する。ノートパソコン等は提案者が準備すること。

※プレゼンテーションは非公開で行うが、記録のため、録音、写真の撮影等を行う。

(5) 選定結果の公表及び通知

選定結果は、令和元年 12月2日 (月) にHPで公表する予定としている。

参加事業者には文書で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

以上